

1. 事業の概要

(1) 景観法を活用した景観形成推進事業

国立公園内で培った自然風景地における景観形成のノウハウを集約して自然風景地形成マニュアル(仮称)を作成するとともに、国立公園内の景観行政団体の取組を支援し、公園内外が一体となった景観形成を推進する。

(2) 国立公園における景観再生の検討

国内外の景観再生先進地における手法及び制度等の調査並びに有識者へのヒアリング等を実施し、国立公園の利用拠点の景観の阻害要因となっている建築物等が残存している地区において、景観再生を図るための手法及び制度検討を行う。

2. 事業計画

- | | |
|-------|--|
| 18年度 | 自然風景地景観形成マニュアルの作成、景観計画作成支援 |
| 19年度 | 自然風景地景観形成マニュアルの配付及び講習会の開催、
景観計画作成支援、
景観再生手法の検討(景観再生先進地調査等) |
| 20年度 | 景観計画作成支援
景観再生手法の構築 |
| 21年度～ | モデル地区における景観再生計画の策定 |

3. 施策の効果

国立公園公園隣接地においてもより良い景観管理が促進され、国土全体の良好な景観の保全・形成が図られる。

また、国立公園の利用拠点の景観再生について、手法等の知見が集積され、景観再生の円滑な実施が可能となる。

景観形成推進事業

景観法を活用した景観形成推進事業

景観形成手法普及事業

国立公園内で培ったノウハウを普及

景観計画策定支援事業

国立公園隣接地において景観法に基づく景観計画を策定しようとする公共団体の支援

公園区域周辺においても
一体化した景観の形成が
推進

より良い景観が保たれる
地域が拡大

国立公園における景観再生の検討

利用拠点において景観の阻害要因となっている
廃屋等が残存している地区の景観再生

景観再生方策検討調査

国内外の先進地における取組や先進
制度等の調査

国立公園の利用拠点における適用に
ついて検討

利用拠点における景観再生手法の構築

国立公園及びその周辺地を含めた景観の質の向上

